

退職前後世代が経験した資産承継に関する実態調査

第1章

親子の居住地・地域による資産承継の傾向

2020年10月

MUFG資産形成研究所

目次

調査概要	P.3
はじめに	P.4
分析区分の定義	P.5
本レポートのポイント	P.7
<u>親子の居住地・地域による資産承継の傾向</u>		
1. 相続した財産額と内訳	P.8
2. 相続した現預金の使途	P.12
3. 相続した有価証券の使途と今後の意向	P.17
4. 相続した不動産の活用方法	P.25
Appendix	P.29

調査概要

- (1) 調査名： 退職前後世代が経験した資産承継に関する実態調査
- (2) 調査方法： リサーチ会社を利用したWEBアンケート
- (3) 調査期間： 2020年3月19日(木)~3月21日(土)
- (4) 調査対象： 50代・60代の男女(相続経験者 かつ 各都道府県の家計資産額以上*保有者)
- (5) 調査地域： 全国
- (6) 有効回答者数： 5,838サンプル(男性78.2%:女性21.8%)

居住地	家計資産基準	サンプル数	%	居住地	家計資産基準	サンプル数	%	居住地	家計資産基準	サンプル数	%	居住地	家計資産基準	サンプル数	%
北海道	2,000万円以上	103	1.8	東京都	6,100万円以上	900	15.4	滋賀県	3,500万円以上	92	1.6	香川県	3,200万円以上	34	0.6
青森県	1,700万円以上	52	0.9	神奈川県	4,500万円以上	464	7.9	京都府	3,300万円以上	103	1.8	愛媛県	2,600万円以上	52	0.9
岩手県	2,600万円以上	52	0.9	新潟県	2,700万円以上	103	1.8	大阪府	3,400万円以上	614	10.5	高知県	2,400万円以上	33	0.6
宮城県	2,500万円以上	103	1.8	富山県	3,400万円以上	52	0.9	兵庫県	3,300万円以上	103	1.8	福岡県	2,400万円以上	103	1.8
秋田県	1,800万円以上	52	0.9	石川県	2,900万円以上	52	0.9	奈良県	3,700万円以上	91	1.6	佐賀県	2,400万円以上	29	0.5
山形県	2,400万円以上	46	0.8	福井県	3,700万円以上	32	0.5	和歌山県	3,200万円以上	44	0.8	長崎県	1,900万円以上	52	0.9
福島県	2,400万円以上	77	1.3	山梨県	2,900万円以上	36	0.6	鳥取県	2,600万円以上	30	0.5	熊本県	2,400万円以上	46	0.8
茨城県	2,900万円以上	103	1.8	長野県	3,200万円以上	103	1.8	島根県	2,900万円以上	35	0.6	大分県	2,400万円以上	45	0.8
栃木県	3,200万円以上	67	1.1	岐阜県	3,400万円以上	103	1.8	岡山県	3,300万円以上	84	1.4	宮崎県	2,000万円以上	30	0.5
群馬県	2,800万円以上	103	1.8	静岡県	3,600万円以上	103	1.8	広島県	3,200万円以上	103	1.8	鹿児島県	1,900万円以上	52	0.9
埼玉県	3,800万円以上	438	7.5	愛知県	4,500万円以上	309	5.3	山口県	2,800万円以上	52	0.9	沖縄県	2,000万円以上	26	0.4
千葉県	3,500万円以上	391	6.7	三重県	3,200万円以上	103	1.8	徳島県	3,000万円以上	38	0.7	合計	-	5,838	100

* 各都道府県の家計資産基準は、総務省「平成26年全国消費実態調査」都道府県別 1世帯当たり家計資産(30頁ご参照)以上となるように設定(十万の位を四捨五入)。

※本資料(次頁以降)の数値はスクリーニング調査における各都道府県の家計資産基準の出現率に合わせてウェイトバック集計を実施した後の数値を記載。

※本資料(次頁以降)では、ウェイトバック集計前のサンプル数がn=50未満の場合は、参考値として記載。

親子の居住地・地域による資産承継の傾向

- 日本の個人金融資産約1,800兆円の6割以上を60歳以上の世帯が保有しているといわれる中、今後は相続を通じた親から子への世代間・地域間の資産移動により、個人金融資産の分布の変化が予想される。
金融機関にとって、この変化は脅威とも好機ともなりえる中で、資産移動の傾向を踏まえた戦略を立てることの重要性が増している。
- また、日本人の平均寿命が男女ともに80歳を超える長寿化の現在、相続を受ける子世代は50～60代が中核層になりつつある。
- 今回のアンケートでは、退職前後世代(50～60代)*が実際に経験した資産承継の実態を調査することで、退職前後世代との持続的な関係構築に向けた金融機関の今後の取り組みについて示唆を得ることを意図した。
- 本調査に関するレポートは全2章の構成としている。第1章となる本レポートでは、子世代である退職前後世代と親世代の居住地や地域を切り口とした資産承継の傾向について紹介する。

* 本調査の対象者は、金融機関が今後の取り組みを検討する際に、相続をはじめとする資産承継へのニーズが顕在化しやすいと考えられる一定資産額以上(各都道府県の家計資産額以上)保有している人を対象としており、家計資産の保有状況において一般的な平均金額ではないことにご留意ください。

分析区分の定義① – 親子の居住地による分類（「居住3パターン」）

「居住3パターン」による分析

- 本調査においては、親子の居住地の違いがもたらす資産承継への影響を把握する試みとして、47都道府県の人口水準と移動状況をもとに、親子の居住地を以下3パターンに分類して分析を実施。

「都市」と「地方」

本資料においては、人口の水準*1をもとに、以下のとおり「都市」「地方」を定義。

「都市」

以下人口上位6都府県を「都市」とする。

東京圏
 東京都
 神奈川県
 埼玉県
 千葉県

大阪府
 愛知県

「地方」

上記「都市」以外の道府県を「地方」とする。

*1:総務省統計局「人口推計（2019年10月1日現在）」より

「居住3パターン」の定義

親子の居住地をもとに、分析区分として3パターンを定義。ただし、「都市-都市」のパターンは、親子ともに東京圏内、大阪府内、愛知県内に居住しているケースに限定。また、東京圏、大阪府、愛知県の人口移動を比較し、親の居住地が子の居住地より転入超過数*2が少ないケースにおいては、例外的に親の居住地を「地方」と再定義して分類。

居住3パターン		備考
親の居住地	子の居住地	
都市	都市	東京圏(親) - 東京圏(子) 大阪府(親) - 大阪府(子) 愛知県(親) - 愛知県(子) に限る
地方	都市	大阪府(親) - 東京圏(子) 愛知県(親) - 東京圏(子) 愛知県(親) - 大阪府(子) を含む
地方	地方	-

※親が都市、子が地方に居住しているケースは分析パターンより除外

*2:「住民基本台帳人口移動報告2019年結果」より、転入超過数の多い順位は以下のとおり（愛知県は転出超過）

①東京圏 > ②大阪府 > ③愛知県

分析区分の定義② — 地域による分類

「地域」(8地域)による分析

- 本調査においては、前頁の分析区分に加え、地域の違いによる資産承継の傾向を把握するため、全国47都道府県を以下8「地域」別に区分して調査・分析を行った。
- 設問に応じて、“親の居住地*”や“本人の居住地”を地域別に区分している。

「地域」の定義

地域	都道府県
北海道	北海道
東北地方	青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県
関東地方	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県
中部地方	新潟県・富山県・石川県・福井県・山梨県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県
近畿地方	滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県
中国地方	鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県
四国地方	徳島県・香川県・愛媛県・高知県
九州地方	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県

※「2016年社会保障・人口問題基本調査 第8回人口移動調査報告書」(国立社会保障・人口問題研究所) I. 調査の概要で定義される地域ブロックをもとに、MUFG資産形成研究所にて8地域に区分。

本レポートのポイント

1

相続した 財産額と内訳

- 本調査対象者が親から相続した財産額の平均は3,273万円。中でも不動産の割合が5割弱と最も高い。
- 都市における不動産評価額が高いことが影響してか、居住3パターン別では親子共に都市居住のケース、地域別では親の居住地が関東・近畿のケースにおいて、親から相続した財産額が高い傾向が見られた。

2

現預金の使途

- 相続した現預金は「預貯金へ預け入れた」とする人が6割台半ばと最多。
- 居住3パターンや地域別でもほぼ同様の傾向だが、子世代が都市(地域別では関東・中部)居住のケースでは、「投資性商品を購入」した人の割合が僅かではあるが相対的に高い(約1割)傾向が見られた。相続前の投資経験の有無が、相続後の投資性商品購入に結びついているとの傾向も確認できた。
- 相続前から子世代に対して投資を促すことが、相続後の投資意向を高める有効な働きかけである可能性が考えられる。

3

有価証券の 使途と意向

- 相続した株式を換金せずに「株式のまま残した」とする人が7割強を占める。相続した株式のその後の意向としては、「長期保有したい」(4割台半ば)が最も多く、次いで「市場動向を見て売却検討」(2割強)が続く。
- 居住3パターンや地域別で見ると、子世代が都市(地域別では関東・中部・近畿)居住のケースで「市場動向を見て売却検討」の意向を持つ人の割合が相対的に高いことから、これらの子世代には金融機関からのアドバイス等へのニーズがある可能性が想定される。

4

不動産の 活用方法

- 相続不動産には、自身や親族等が「居住」しているケースが7割強。
- 一方、居住3パターン別で見ると、地方居住の親から都市居住の子が相続した場合には「居住」するケースが約6割と相対的に低く、「売却」や「そのまま維持」の割合が高い傾向が見られる。
- 不動産の活用方法には地域差が見られることから、各地域の傾向や環境を踏まえた対応が求められると考えられる。

1. 相続した財産額と内訳

相続した財産額と内訳 - 全体

本調査の対象者が親から相続した財産額は、平均3,273万円。

親から相続した財産の内訳を見ると、不動産の割合が高く5割弱。次いで、現預金(4割弱)、有価証券(1割強)と続く。

所感

相続財産の中で不動産の評価額が占める割合は高い。相続の際に、不動産は現預金等と比べて分割し難いことから、相続に向けた事前対策を講じた方が望ましいケースが一定程度存在すると考えられる。

親から自身が相続した財産額*1

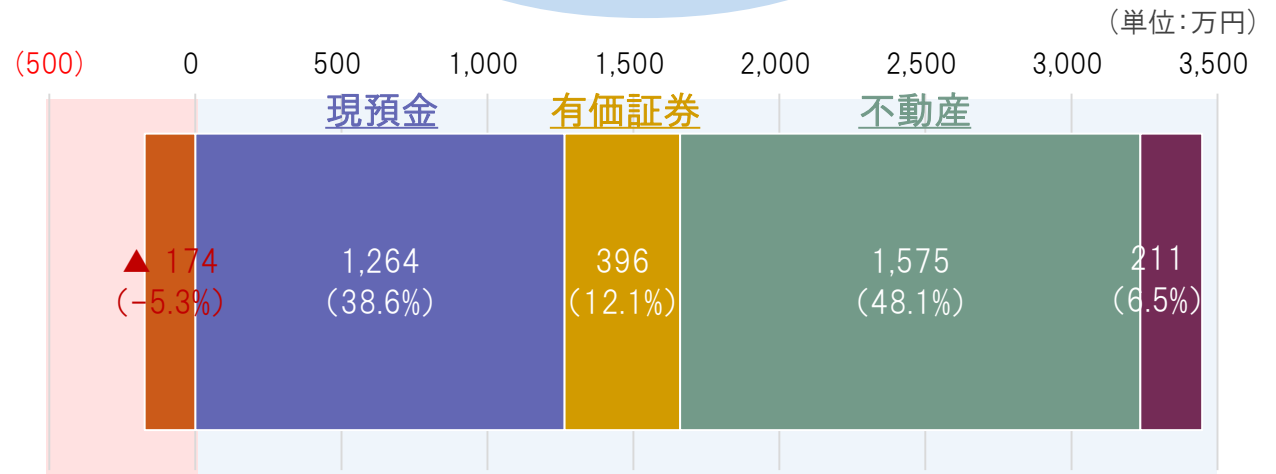
(回答者)全員

(n=5,838)

(単回答)

平均値 **3,273**万円

[中央値 **1,600**万円]*2



- 現金・預貯金(死亡保険金を含む)
- 有価証券(株式・債券・投資信託)等の金融商品(保険は除く)の評価額
- 不動産(土地・建物)の評価額
- その他資産の評価額
- 借入金の額

*1:両親から相続経験がある方は両親からの財産額、片親のみ相続経験がある方は片親からの財産額(10~11頁も同様)

*2:平均値[中央値]を表示(万円単位未満を四捨五入)(10~11頁も同様)

※本調査回答者が親から相続した財産総額の分布については31頁をご参照ください。

相続した財産額と内訳 - 居住3パターン別

居住3パターン別では、親子共に都市居住の場合に親から相続した財産額が最も高い。

親が地方居住の場合(“地方-都市”“地方-地方”のケース)、不動産の評価額が相対的に低い傾向。

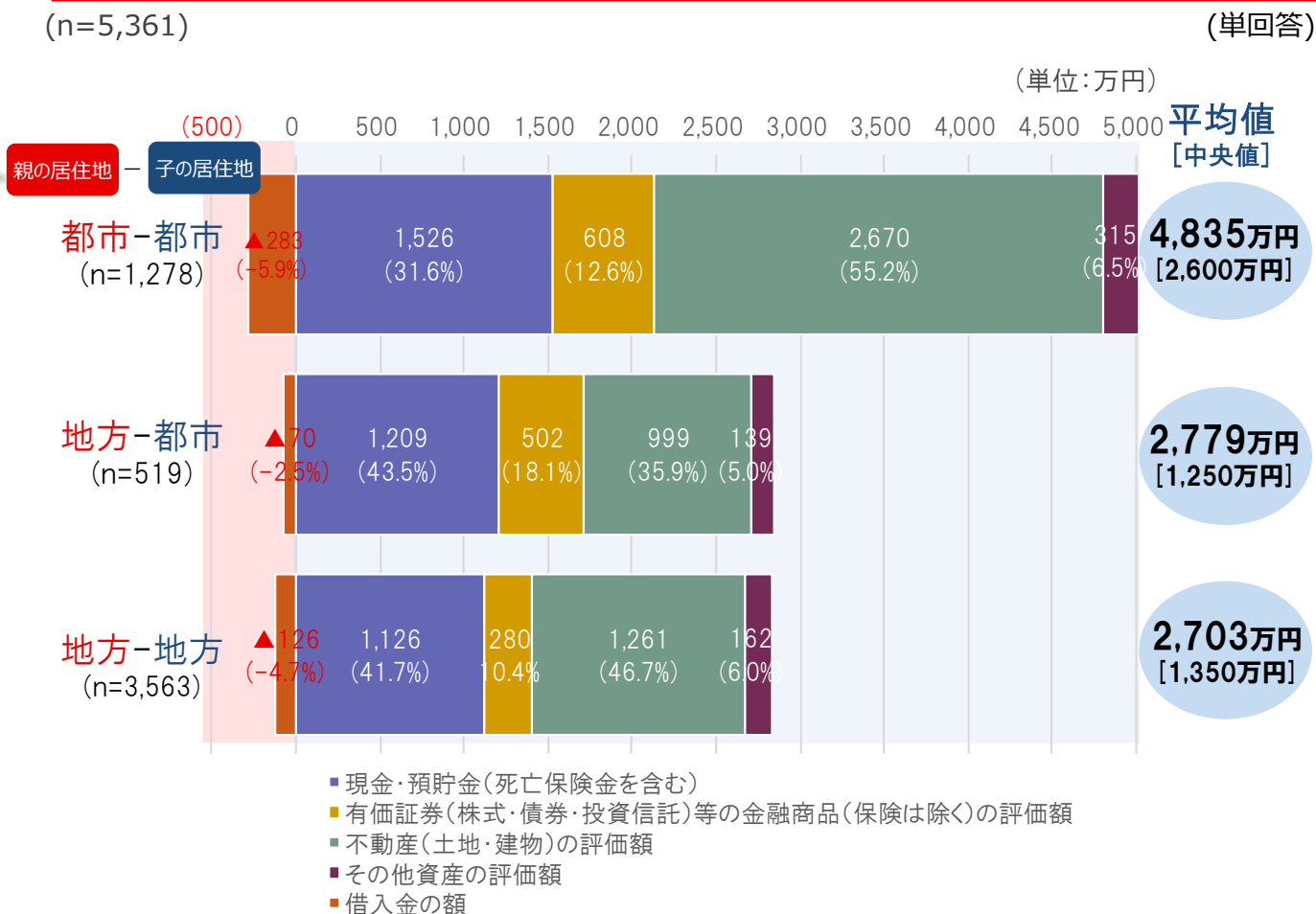
所感

親が地方居住の場合、不動産の評価額が低い傾向にあることで、相続財産に占める現預金や有価証券等の流動資産の割合が高い傾向にあることが窺える。

なお、“地方-都市”と“地方-地方”を比較すると、前者のほうが不動産の割合が低い。都市に住む子世代には、地方から現預金や有価証券等の流動資産が流出し易い傾向があると考えられる。

親から自身が相続した財産額

(回答者)全員*



* 親の居住地について、両親の居住地が父親と母親で異なる場合は除外
 * 親が都市、子が地方に居住しているケースは除外(詳しくは5頁をご参照ください)

相続した財産額と内訳 - 地域別

親の居住地が関東・近畿地方の場合、親から相続した財産額が相対的に高い傾向。

関東・近畿地方では、親から相続した不動産の評価額が相対的に高い傾向が見られる。

所感

有価証券の評価額に着目すると、各地域における金額に差はあるものの、相続財産に占める割合は1割程度に留まっている。

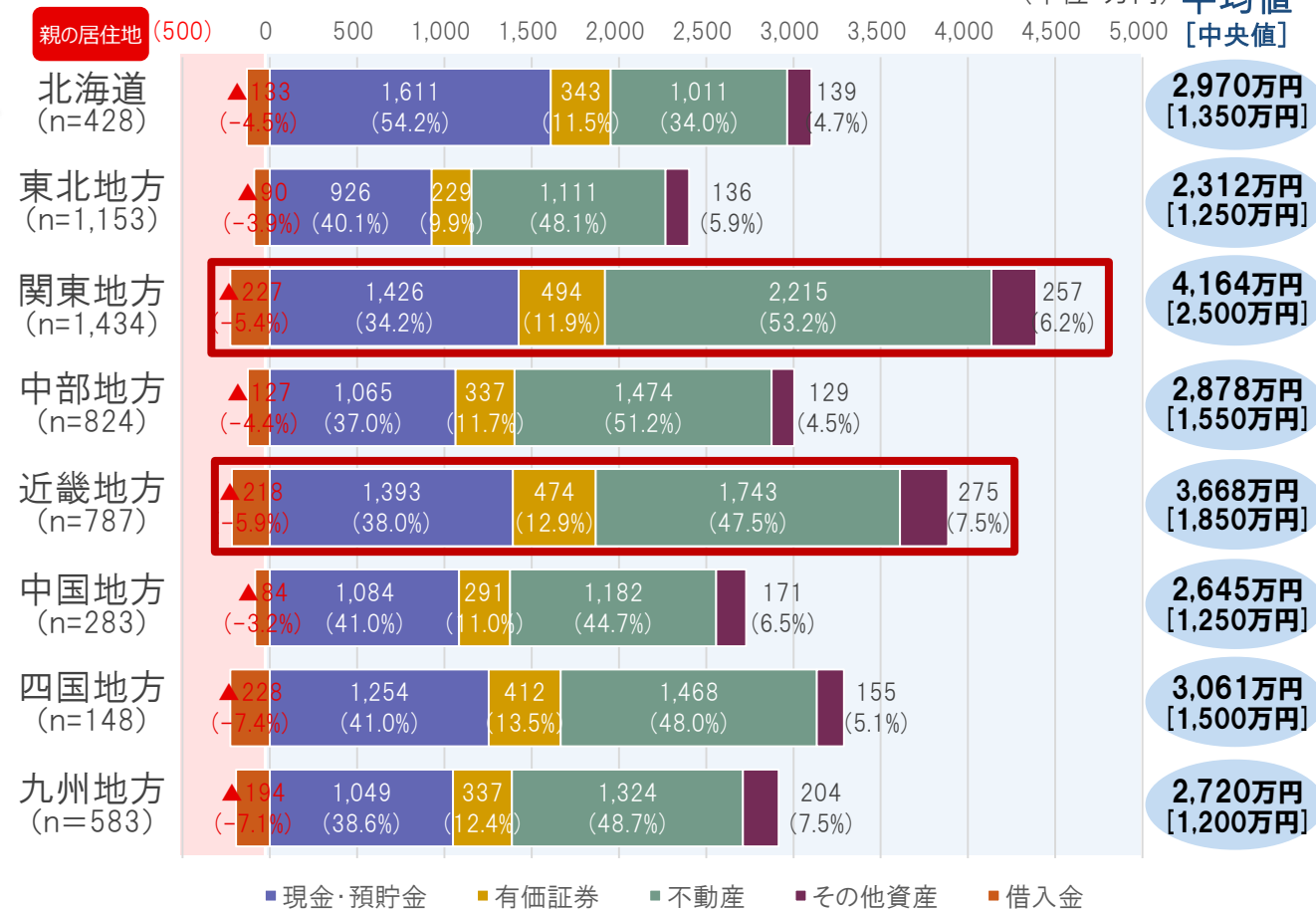
親から自身が相続した財産額

(回答者)全員*

(n=5,639)

(単回答)

(単位:万円) **平均値**
[中央値]



*親の居住地について、両親の居住地が父親と母親で異なる場合は除外

2. 相続した現預金の使途

相続した現預金の使途 - 全体

相続した現預金は、そのまま預貯金へ預け入れる傾向が高い。

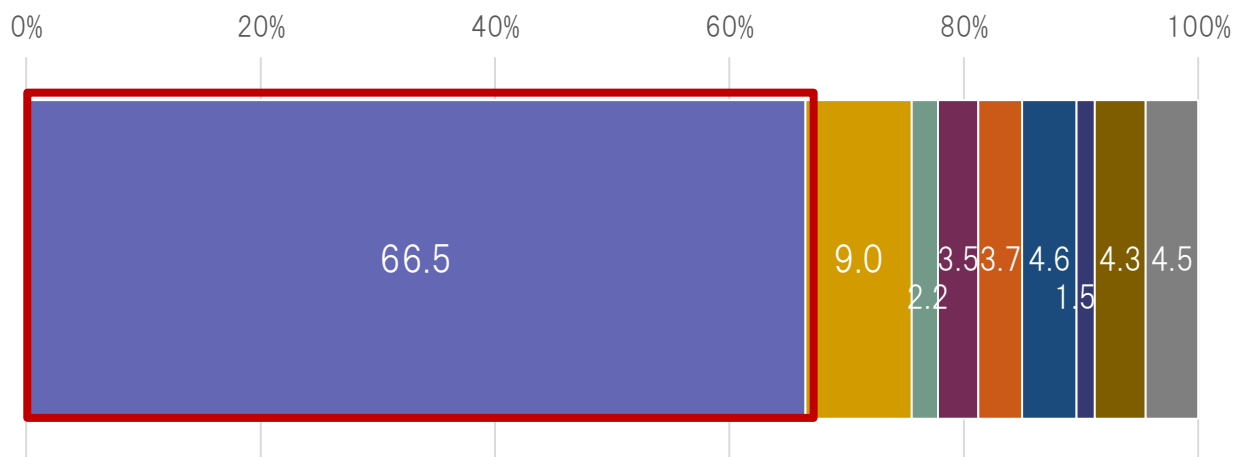
「預貯金への預け入れ」に次いで、「投資性商品の購入」が続くが、割合は1割弱と高くない。

親から自身が相続した現預金^{*1}の使途^{*2}

(回答者)親からの相続財産に現預金が含まれる人^{*3}

(n=4,642)

(割合回答)



- 預貯金への預け入れ
- 投資性商品(株式・投資信託等)の購入
- 保険商品の購入
- 住宅ローンや借入金の返済
- 日常の生活費
- 住宅関連費用(購入・リフォーム・投資用不動産購入等)
- 旅行・趣味など
- 子ども・孫のために使用(教育費など)
- その他

*1:現預金には有価証券・不動産の売却金額を含む(14~16頁も同様) *2:使途には、「今後の使用予定」も含む(14~16頁も同様)

*3:親からの相続財産に株式があり売却した人、相続財産に不動産があり売却した人を含む(14~16頁も同様)

*4:「金融リテラシー1万人調査の概要(「投資をしている人」と「投資をしていない人」の違いとは)」MUFG資産形成研究所、2018年8月より

所感

別調査では、投資性商品の購入のきっかけの一つに、「まとまった資金の確保」が挙げられていた^{*4}が、今回の調査では、実際にまとまった資金を受領した場合でも、投資性商品を購入する人は1割弱に留まることがわかった。この点、居住パターンや地域別での違いについて、次頁以降で確認していく。

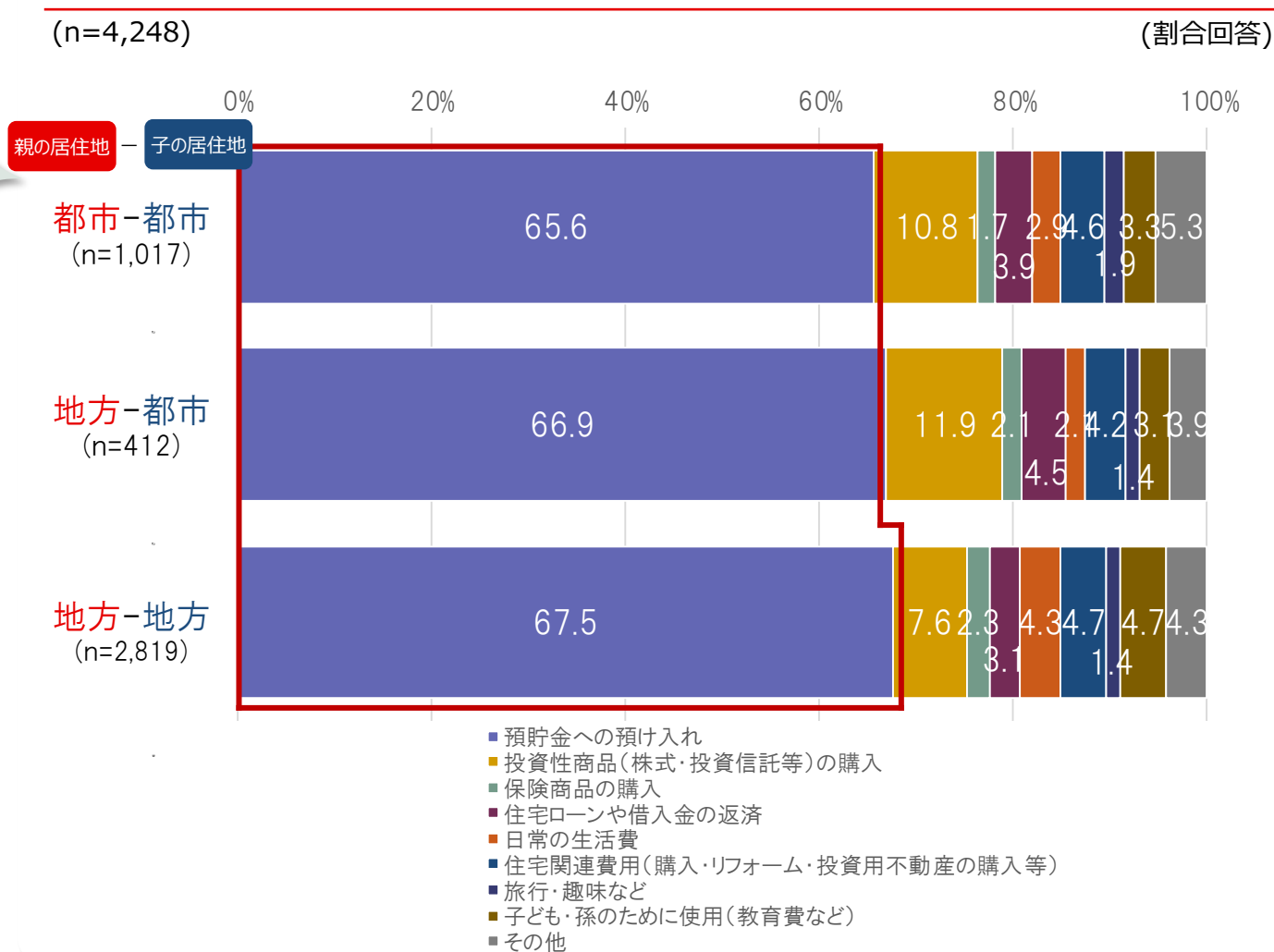
相続した現預金の使途 - 居住3パターン別

各居住パターンとも「預貯金への預け入れ」が6割超と、ほぼ同様の傾向。

「投資性商品の購入」をした人の割合が1割前後である点も、各居住パターンで共通の傾向。

親から自身が相続した現預金の使途

(回答者)親からの相続財産に現預金が含まれる人*



所感

各居住パターンによる違いをあえて見出すとすれば、“地方-地方”の場合、投資性商品の購入が1割弱と他の居住パターンよりも僅かながら低い。地方居住の子世代よりも、都市居住の子世代の方が、投資性商品購入の意向が若干高めである可能性があると考えられる。

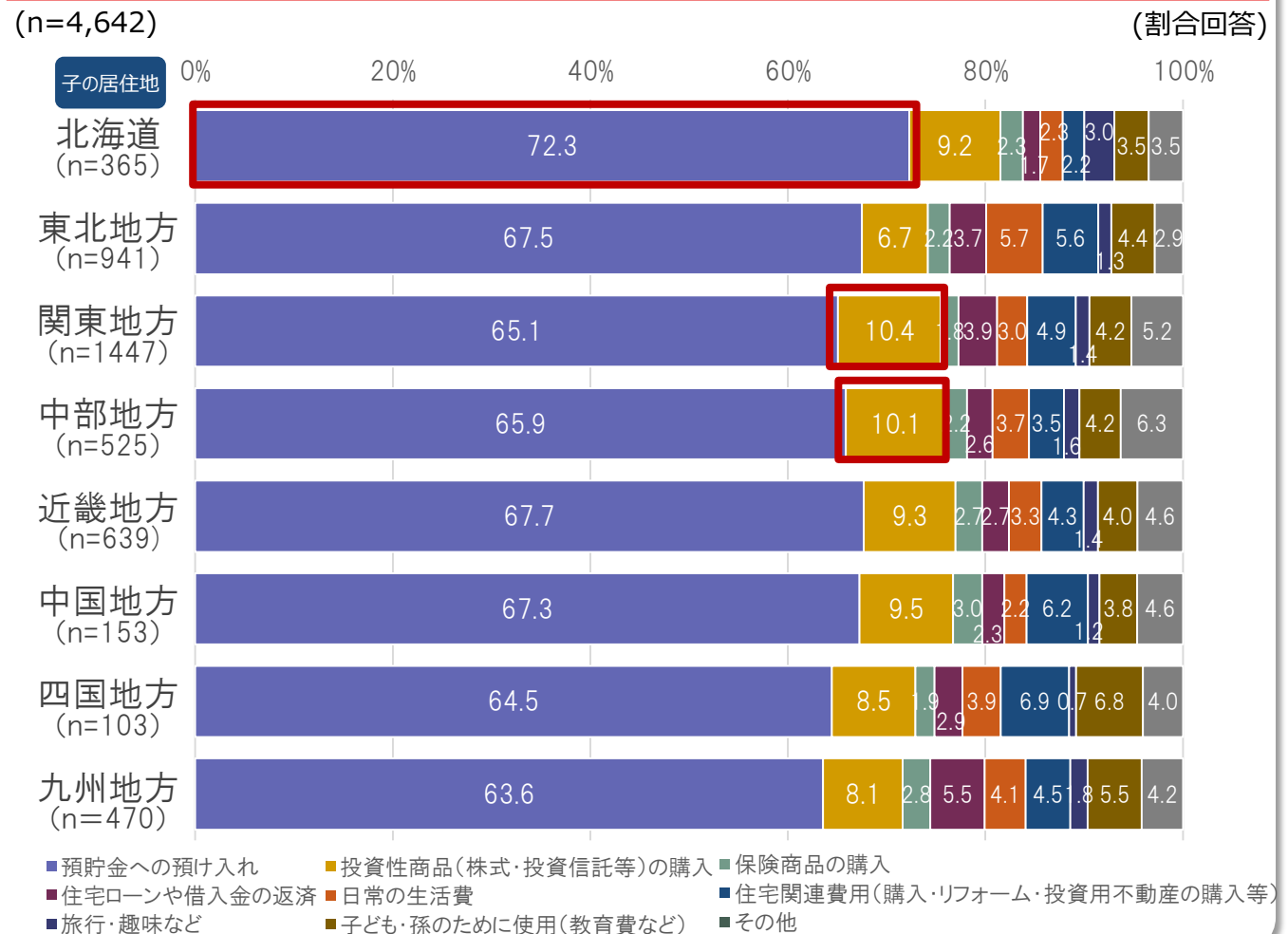
相続した現預金の使途 - 地域別

地域別では、北海道に居住する子世代で「預貯金への預け入れ」をした人の割合が7割強と相対的に高め。

関東地方や中部地方に居住する子世代は、「投資性商品の購入」をした人の割合が1割超と、他の地域と比較して僅かに高い傾向が見られる。

親から自身が相続した現預金の使途

(回答者)親からの相続財産に現預金が含まれる人



所感

三大都市圏でのリスク性資産保有世帯割合が高いとの傾向が別調査*でも指摘されているところ、本調査でも、関東・中部地方では相続した現預金で投資性商品を購入する割合が高いとの傾向が確認できた。

* 「勤労者3万人アンケート」フィデリティ退職・投資教育研究所,2014年4月
「地域視点でみた家計のリスク資産保有の状況」大和総研,2016年12月等

相続した現預金の使途 - 相続前投資経験別

投資経験者は未経験者よりも相続した現預金で投資性商品を購入した人の割合が高い。

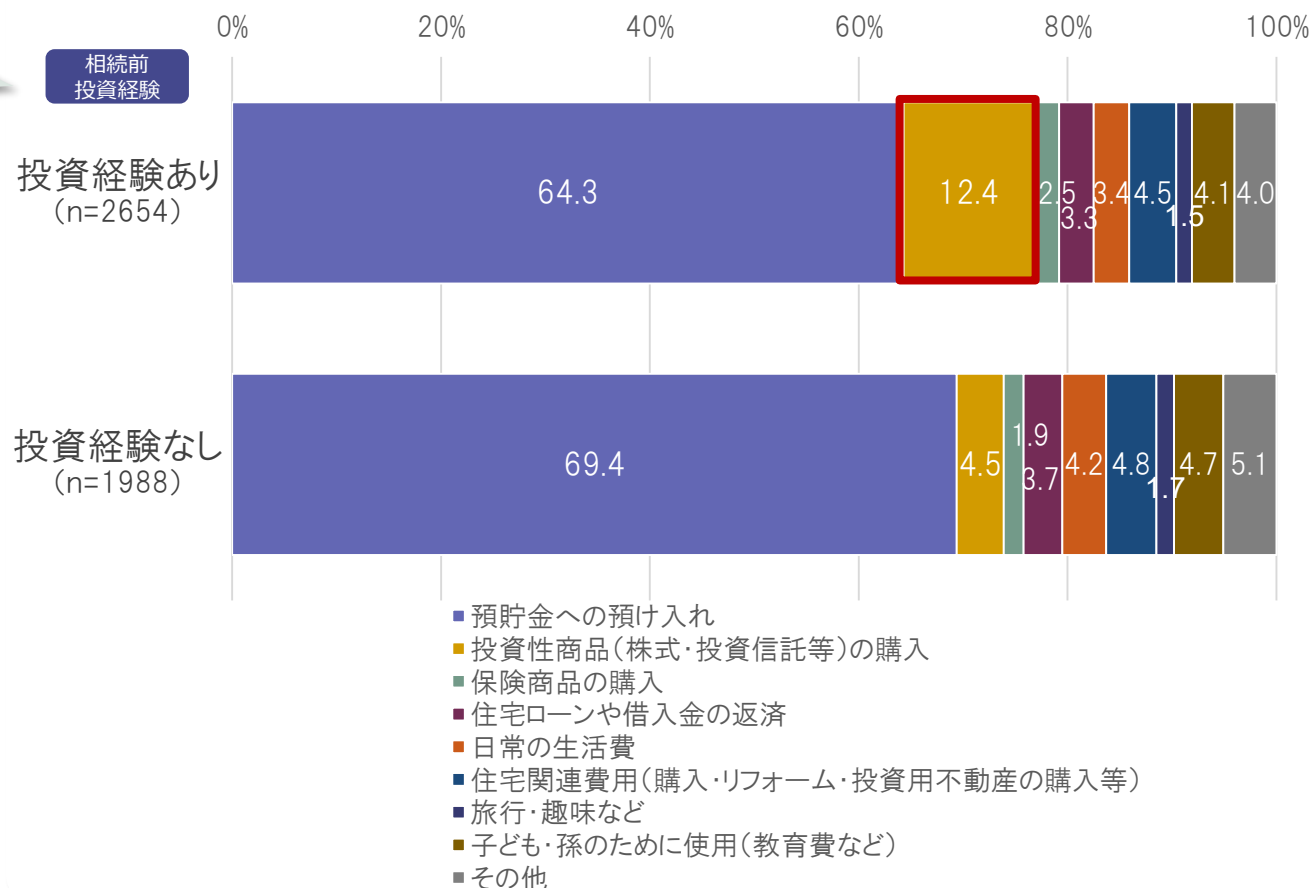
投資経験者は「投資性商品の購入」が1割強。未経験者はその割合が相対的に低く、その分「現預金への預け入れ」が7割弱と高い傾向。

親から自身が相続した現預金の使途

(回答者)親からの相続財産に現預金が含まれる人

(n=4,642)

(割合回答)



所感

相続前の投資経験(子世代)の有無により、相続した現預金の使途に傾向の差が見られることが確認できる。「貯蓄から資産形成へ」の実現という観点では、まとまった資金が入る機会である相続を見据えて、事前に長期的な視点で子世代に対して投資を促す働きかけを行うことが重要と考えられる。

3. 相続した有価証券の用途と今後の意向

相続した株式の使途 - 全体

相続した株式は、株式のまま残したとする人が全体の7割強を占める。

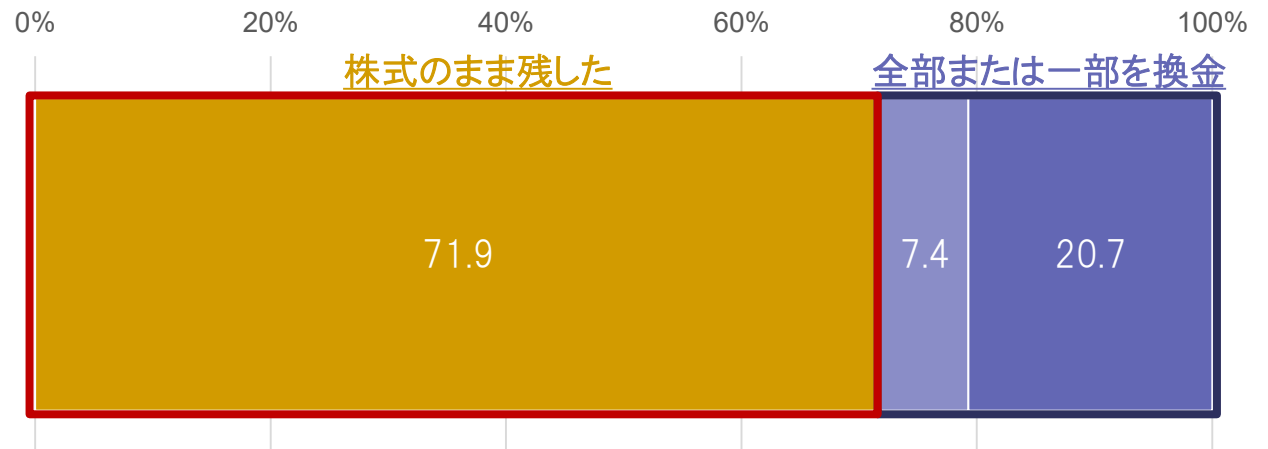
株式のまま残した人が7割強と、全部または一部を換金した人(3割弱)よりも多い。

親から自身が相続した株式を換金したか(子世代)

(回答者)親からの相続財産に株式が含まれる人

(n=1,351)

(単回答)



■ 株式のまま残した ■ 相続した株式を一部換金した ■ 相続した株式を全額換金した

所感

相続した株式をそのまま残した人が大半。その理由について、次頁で見えていくこととする。

相続した株式を「株式のまま残した」方の今後の意向 - 全体

相続した株式をそのまま残した人は、「長期に保有したい」との意向を持つ人が約半数。

「長期に保有したい」が4割半ばと最多。次いで、「市場動向を見て売却検討」(2割強)、「お金が必要になったときに売却検討」(2割弱)と続く。

所感

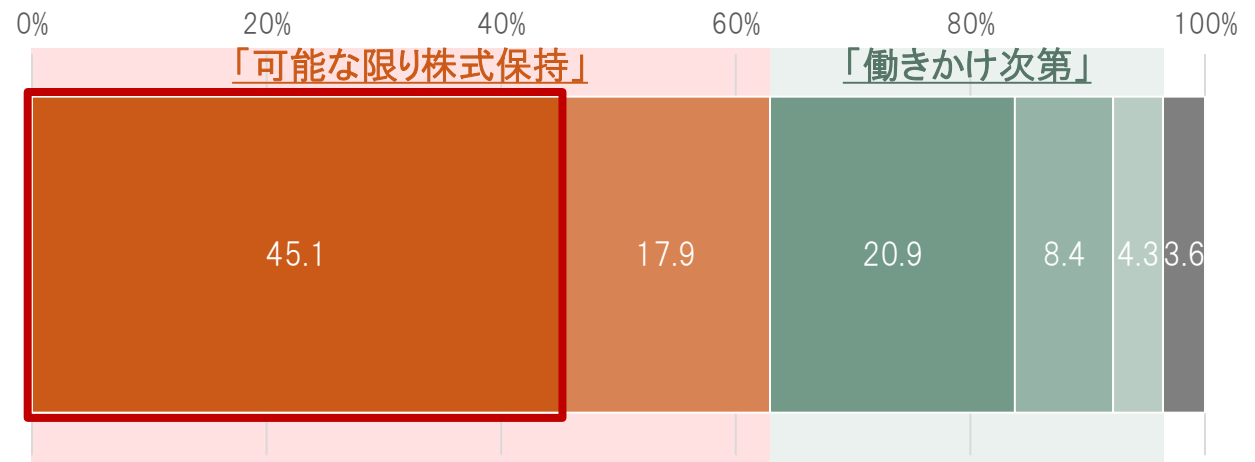
相続した株式をそのまま残している人について、「長期保有」「お金が必要になったときに売却」と回答した人には「可能な限り株式として保有し続けたい」との意向が推察できる。一方、「市場動向を見て売却」「金融機関のアドバイス次第」「株式のことがよく分からない」(計約3割)と回答した人には、その人の金融リテラシーや意向に沿ったアドバイス等のニーズがある可能性が考えられる。

相続した株式についての今後の意向(子世代)

(回答者)前頁で親から相続した株式について「株式のまま残した」と回答した人

(n=971)

(単回答)



<想定される意向>

「可能な限り
株式保持」

- 長期に保有したい
- お金が必要になったときに売却を考えたい

「働かけ次第」

- 市場動向を見て売却など考えたい
- 金融機関からアドバイスがあれば銘柄入れ替えなど考えてもよい
- 株式のことがよく分からないため何もしない
- その他

相続した株式の使途 - 居住3パターン別

各居住パターンとも「株式のまま残した」が7割超と、ほぼ同様の傾向。

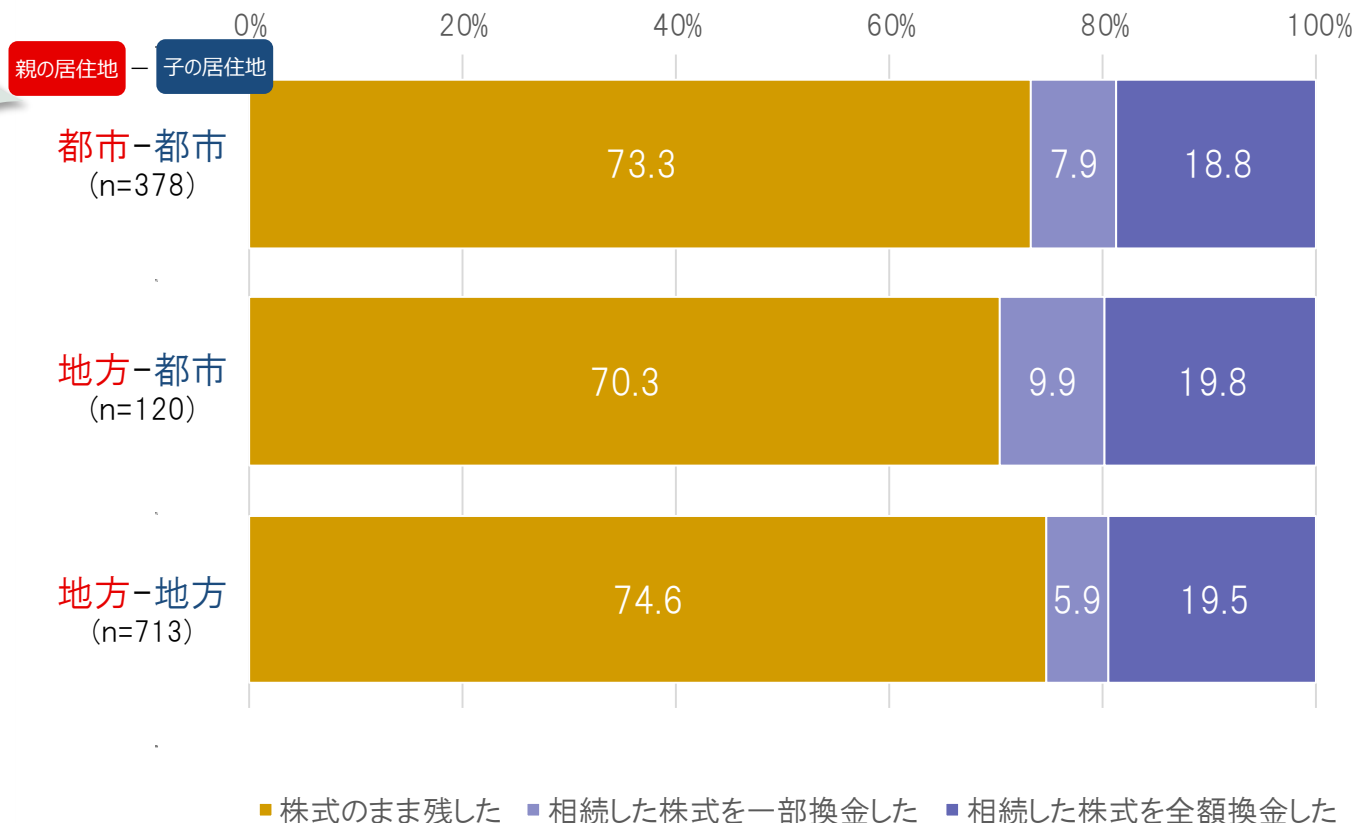
親から相続した株式を子世代が換金したかについては、各居住パターンともほぼ同様の傾向。

親から自身が相続した株式を換金したか(子世代)

(回答者)親からの相続財産に株式が含まれる人*

(n=1,211)

(単回答)



所感

各居住パターンによる違いを見出すとすれば、親子の居住地が離れていない方(“都市-都市”“地方-地方”のケース)が、株式のまま残す人の割合が僅かに高い傾向が見られる。

*親の居住地について、両親の居住地が父親と母親で異なる場合は除外

*親が都市、子が地方に居住しているケースは除外(詳しくは5頁をご参照ください)

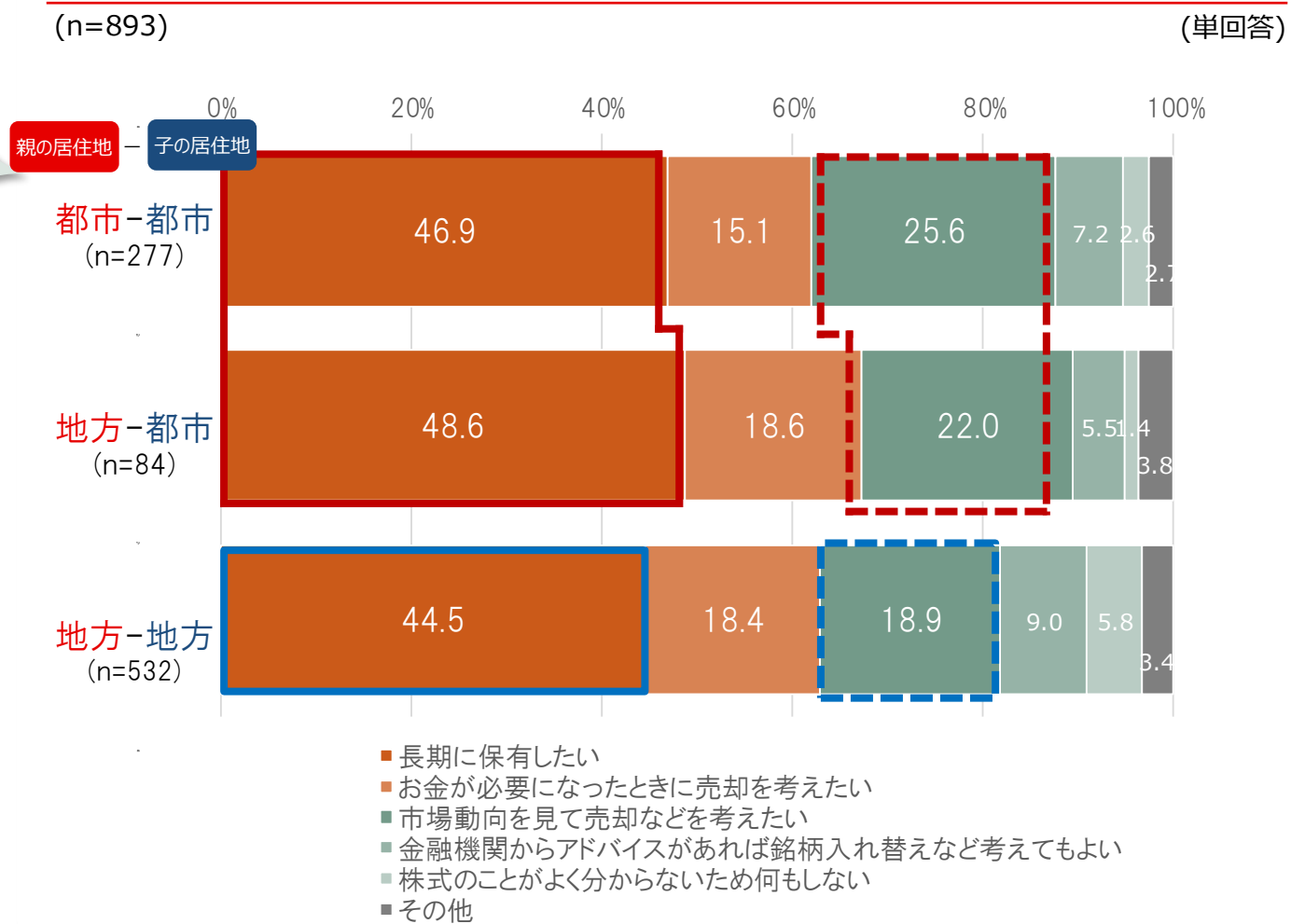
相続した株式を「株式のまま残した」方の今後の意向 - 居住3パターン別

各居住パターンとも「長期に保有したい」が最多だが、子世代が都市居住の場合の方がその割合が僅かに高い。

子世代が都市居住の場合（“都市-都市”“地方-都市”のケース）では、「市場動向を見て売却検討」が2割超に対し、地方居住の場合はその割合が僅かに低い傾向。

所感
 19頁の所感でも記載したとおり、「市場動向を見て売却」「金融機関のアドバイス次第」「株式のことがよく分からない」と回答した人に対しては、金融機関からのアドバイス等が求められている可能性があると考えられる。どの居住パターンでも、約3割の人にはそのようなニーズが潜在的に存在する可能性があるといえる。

相続した株式についての今後の意向(子世代)
 (回答者)前頁で親から相続した株式について「株式のまま残した」と回答した人*



* 親の居住地について、両親の居住地が父親と母親で異なる場合は除外
 * 親が都市、子が地方に居住しているケースは除外(詳しくは5頁をご参照ください)

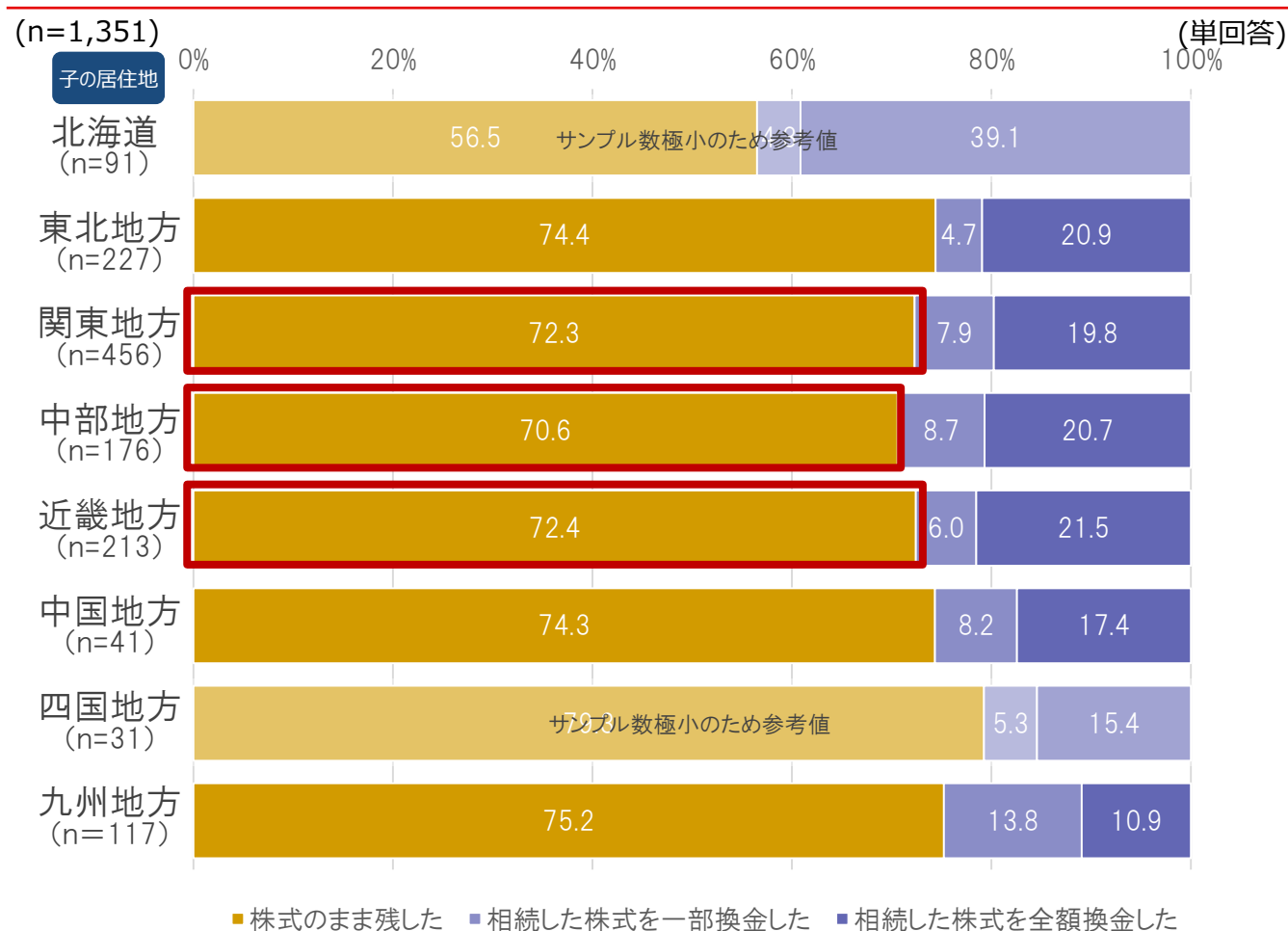
相続した株式の対応 - 地域別 (子世代居住地ベース)

関東・中部・近畿居住の子世代は、「株式のまま残した」人の割合が相対的に低め。

僅かな差ではあるが、三大都市圏(関東・中部・近畿地方)に居住する子世代よりもその他の地域の方が「株式のまま残した」とする人の割合は高い。

親から自身が相続した株式を換金したか(子世代)

(回答者)親からの相続財産に株式が含まれる人



所感

「株式のまま残した」人の意向については、次頁で見ることとする。

※北海道、四国地方はウエイトバック集計前のサンプル数がn=50未満のため、参考値として記載。

相続した株式を「株式のまま残した」方の今後の意向 - 地域別

関東・中部・近畿地方居住の子世代は、「市場動向を見て売却検討」する人の割合が他地域よりも高め。

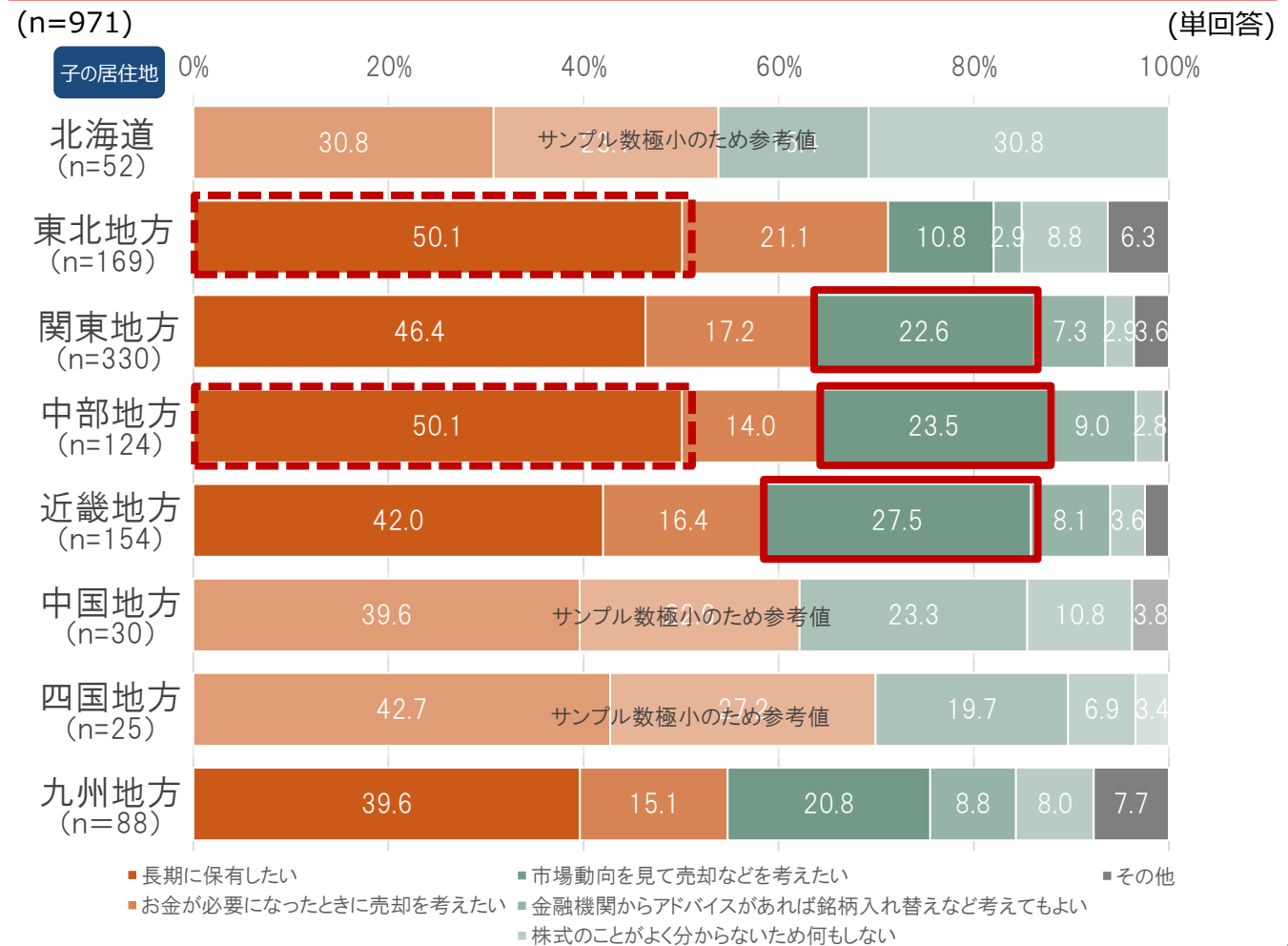
東北・中部地方居住の子世代は「長期に保有したい」が相対的に高い傾向。その中で東北地方は、前頁にて「株式のまま残した」人の割合が僅かに高めである傾向が確認できており、可能な限り株式として保有する傾向が見られる。

所感

前頁にて、関東・中部・近畿地方居住の子世代は、相続株式を「株式のまま残した」人の割合が僅かに低い(裏を返すと、株式を売却した人の割合が多い)傾向が見られた。本頁では、「市場動向を見て売却」の割合が相対的に高い傾向が確認できる。以上から、関東・中部・近畿地方居住の子世代は、株式を売却することへの抵抗感が相対的に低い可能性が考えられる。

相続した株式についての今後の意向(子世代)

(回答者)前頁で親から相続した株式について「株式のまま残した」と回答した人



※北海道、中国地方、四国地方はウエイトバック集計前のサンプル数がn=50未満のため、参考値として記載。

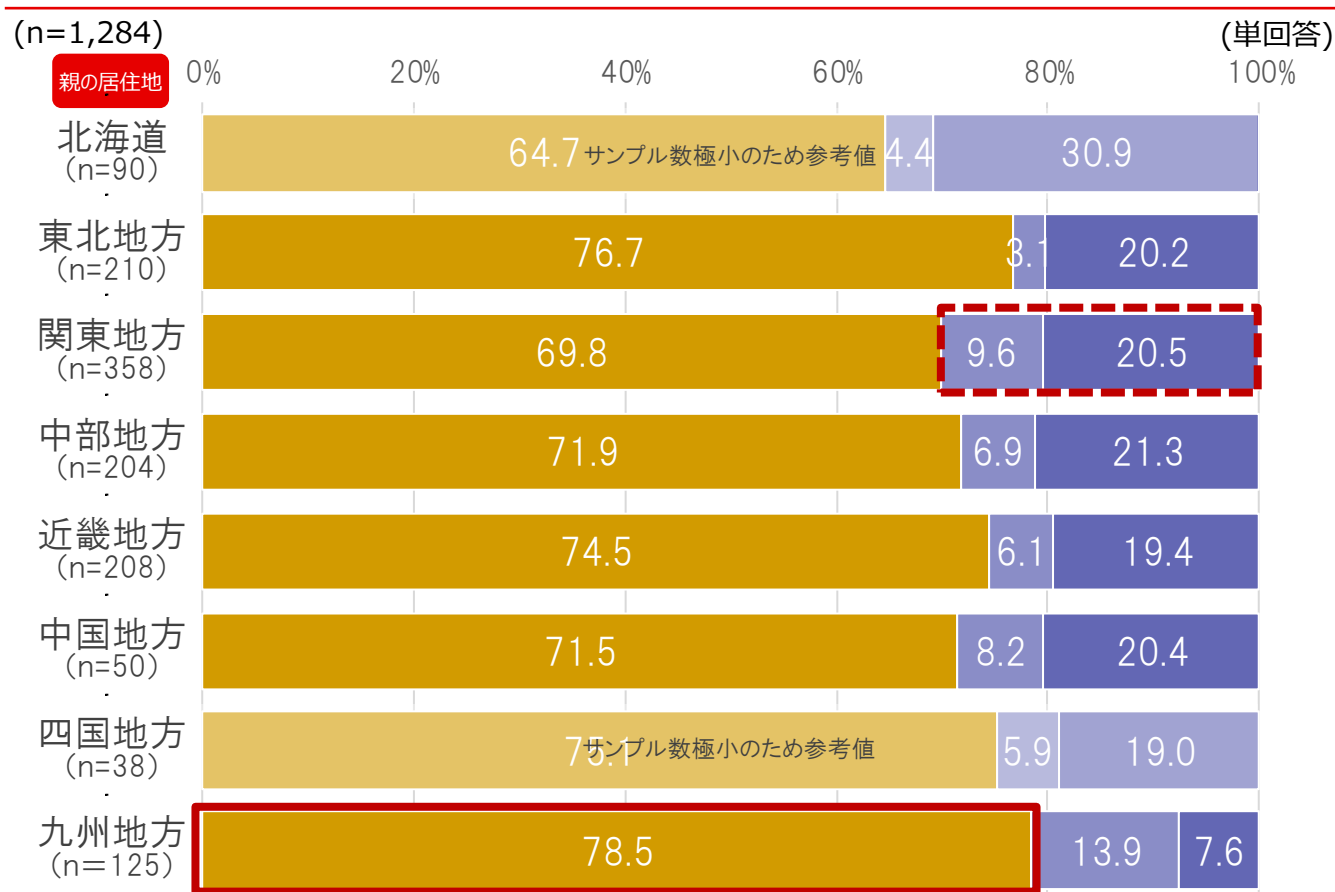
(ご参考) 相続した株式の対応 - 地域別 (親世代居住地ベース)

九州地方居住の親世代から相続した株式は「株式のまま残した」割合が8割弱と最多。

親世代の居住地別に見ると、関東地方は「株式のまま残した」とする人の割合が7割弱と低く、全部または一部を「売却」(3割強)が相対的に高い傾向。

親から自身が相続した株式を換金したか(子世代)

(回答者)親からの相続財産に株式が含まれる人*



■ 株式のまま残した ■ 相続した株式を一部換金した ■ 相続した株式を全額換金した

所感

親世代の居住地別で見ても、地域によって株式の使い道には異なる傾向が確認できる。九州地方は換金の中でも「一部換金した」が1割台半ばあり、引き継いだ株式を残したいとの意向が見られる。

* 親の居住地について、両親の居住地が父親と母親で異なる場合は除外
※北海道、四国地方はウエイトバック集計前のサンプル数がn=50未満のため、参考値として記載。

4. 相続した不動産の活用方法

相続した不動産の活用方法 - 全体

相続不動産の活用方法として、自身や親族等が「居住」している人が7割強と最多。

自身や親族等が居住している場合に次いで、「売却」(1割強)、「そのまま維持」(1割)と続く。

所感

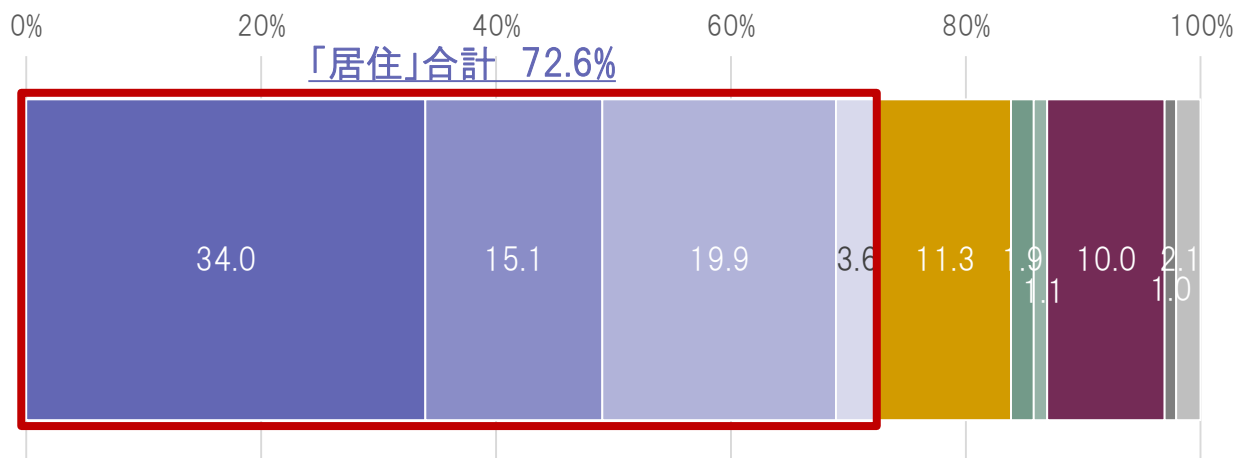
相続不動産に「居住」するケースが最も多く、自身や親族等が親の不動産を引き継ぐ場合が多いことが確認できる。

相続不動産*の活用方法

(回答者)親の相続財産に不動産が含まれる人

(n=4,945)

(単回答)



居住

- あなたご自身が居住
- あなたの兄弟姉妹が居住
- あなたご自身の親御さん(亡くなられた方の配偶者)が居住
- その他の家族や親族が居住

売却

- 売却した

賃貸

- 借家として貸出
- 賃貸経営などに活用

維持

- そのまま維持している

- その他
- 該当する不動産はない

*親が暮らしていた住居(27・28頁も同様)

相続した不動産の活用方法 - 居住3パターン別

各居住パターンで見ると、地方居住の親から都市居住の子が相続した場合には、「居住」が相対的に低い。

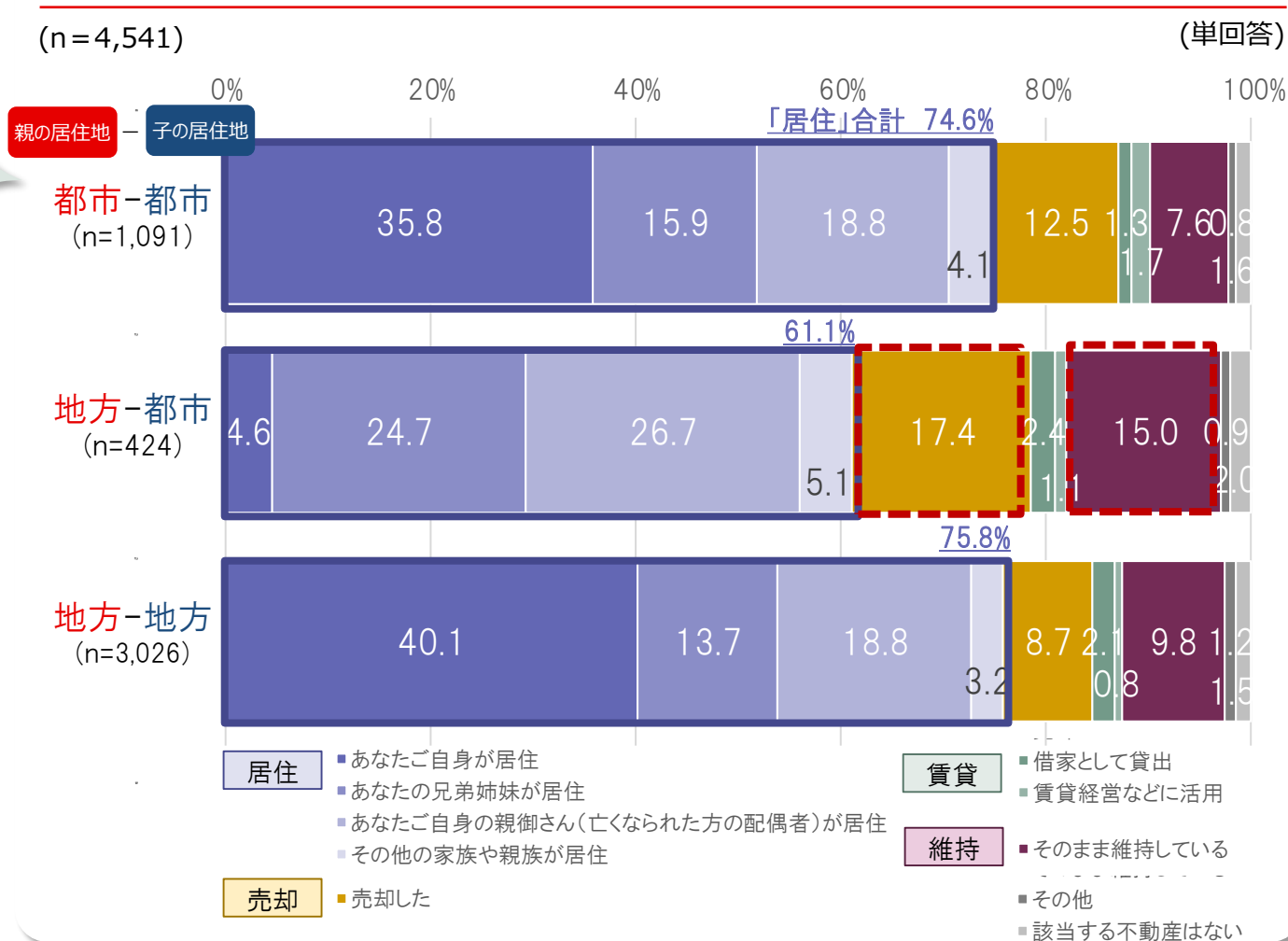
“地方-都市”のケースでは、相続不動産を「売却した」(2割弱)や「そのまま維持」(1割台半ば)の割合が高い。

所感

“地方-都市”では、親から相続した不動産の所在地と、子の居住地が離れていることから、「売却」や「そのまま維持」の割合が高まる傾向にあると想定される。相続不動産が居住地から離れた場所にある場合には、現地での売却や、空き家に関するサポート等へのニーズがある可能性が考えられる。

相続不動産の活用方法

(回答者)親の相続財産に不動産が含まれる人*



*親の居住地について、両親の居住地が父親と母親で異なる場合は除外

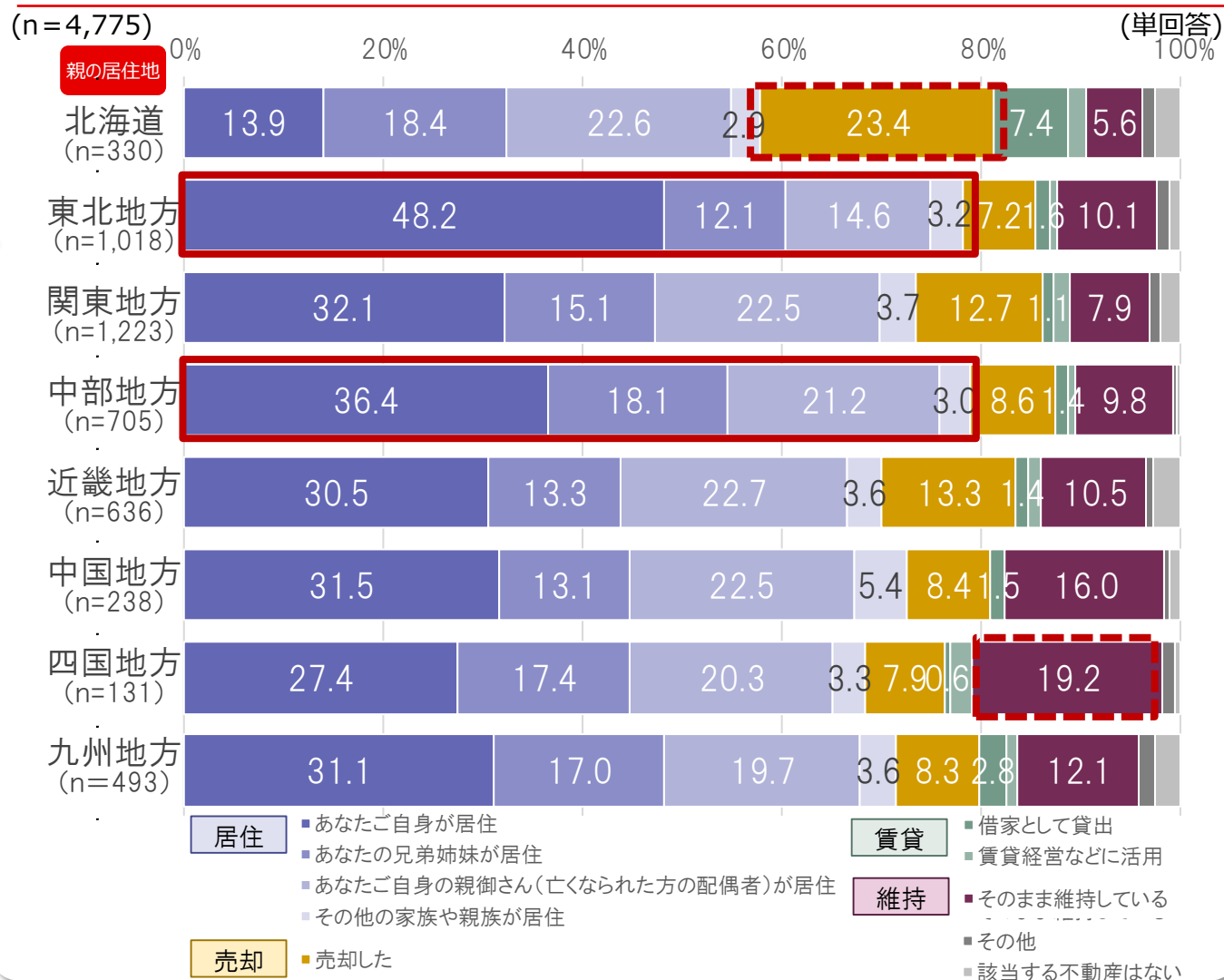
*親が都市、子が地方に居住しているケースは除外(詳しくは5頁をご参照ください)

相続した不動産の活用方法 - 地域別

東北地方や中部地方では「居住」の割合が8割弱と高い。

相続不動産の活用方法

(回答者)親の相続財産に不動産が含まれる人*



一方、北海道では「売却」(2割超)、四国地方では「そのまま維持」(2割弱)が相対的に高い傾向。

所感

「現預金」「有価証券」と比較して、不動産については活用方法に関する地域差がより明確に見られる。相続不動産の活用に関しては、各地域の傾向や環境を踏まえた対応が求められると考えられる。

* 親の居住地について、両親の居住地が父親と母親で異なる場合は除外

Appendix

都道府県別1世帯当たり家計資産の内訳(二人以上の世帯)

- 本調査は、総務省「平成26年全国消費実態調査」の都道府県別1世帯当たり家計資産に記載の金額以上を保有する人を対象に実施。

都道府県別1世帯当たり家計資産(二人以上の世帯)

総務省「平成26年全国消費実態調査」より

居住地	家計資産	居住地	家計資産	居住地	家計資産	居住地	家計資産
北海道	1,965万円	東京都	6,058万円	滋賀県	3,453万円	香川県	3,233万円
青森県	1,728万円	神奈川県	4,518万円	京都府	3,266万円	愛媛県	2,588万円
岩手県	2,559万円	新潟県	2,741万円	大阪府	3,434万円	高知県	2,442万円
宮城県	2,512万円	富山県	3,449万円	兵庫県	3,326万円	福岡県	2,367万円
秋田県	1,803万円	石川県	2,906万円	奈良県	3,713万円	佐賀県	2,378万円
山形県	2,412万円	福井県	3,707万円	和歌山県	3,180万円	長崎県	1,949万円
福島県	2,352万円	山梨県	2,893万円	鳥取県	2,607万円	熊本県	2,366万円
茨城県	2,933万円	長野県	3,193万円	島根県	2,901万円	大分県	2,357万円
栃木県	3,207万円	岐阜県	3,360万円	岡山県	3,321万円	宮崎県	1,959万円
群馬県	2,750万円	静岡県	3,637万円	広島県	3,195万円	鹿児島県	1,877万円
埼玉県	3,813万円	愛知県	4,488万円	山口県	2,767万円	沖縄県	2,022万円
千葉県	3,512万円	三重県	3,237万円	徳島県	3,032万円		

※総務省「平成26年全国消費実態調査」都道府県別1世帯当たり家計資産の内訳(二人以上の世帯)よりMUFG資産形成研究所作成

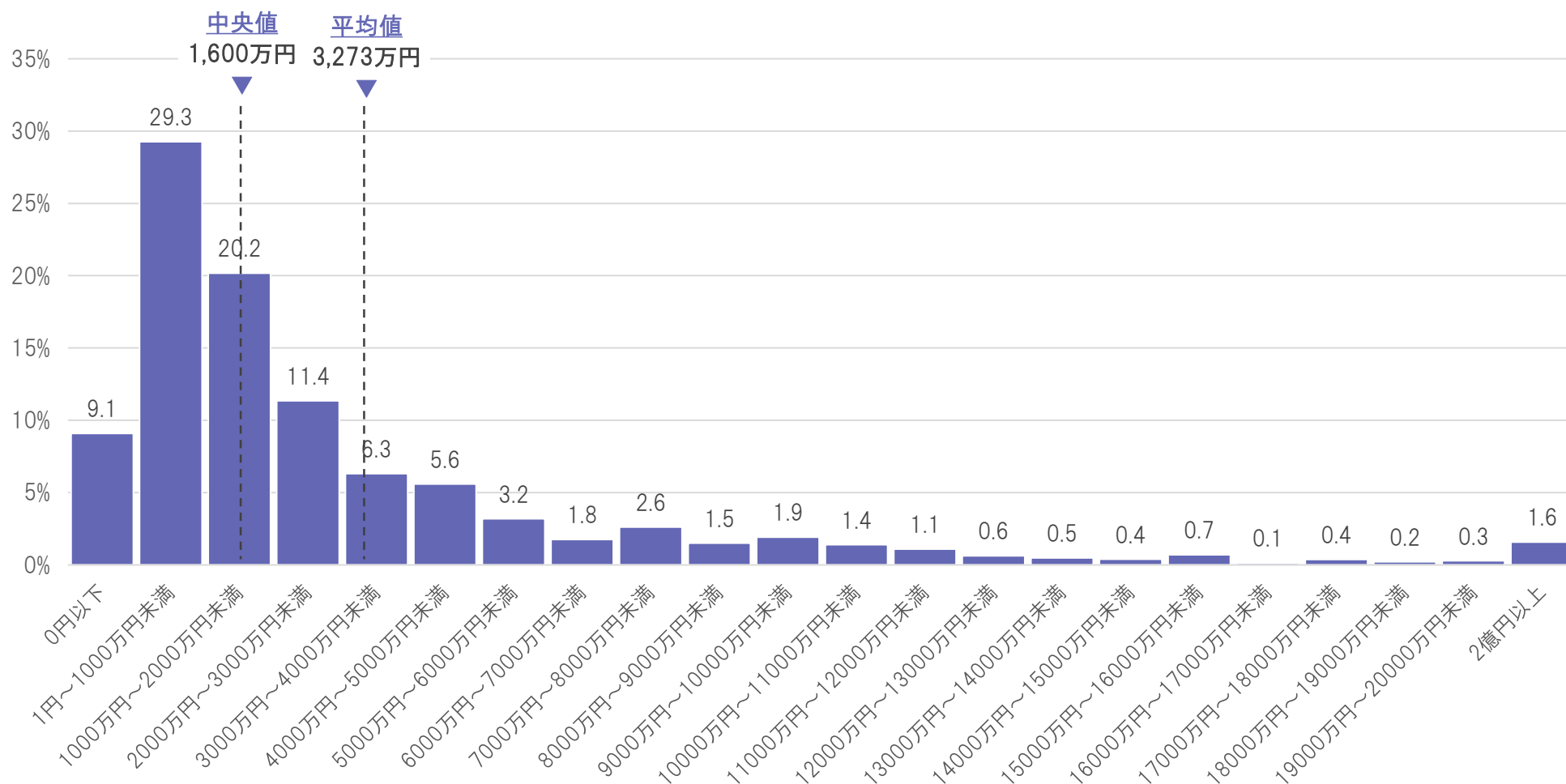
本調査回答者が親から相続した財産総額の分布

➤ 本調査対象者が親から相続した財産総額の分布は以下のとおり。

親から相続した財産総額の分布

(n=5,838)

(単回答)



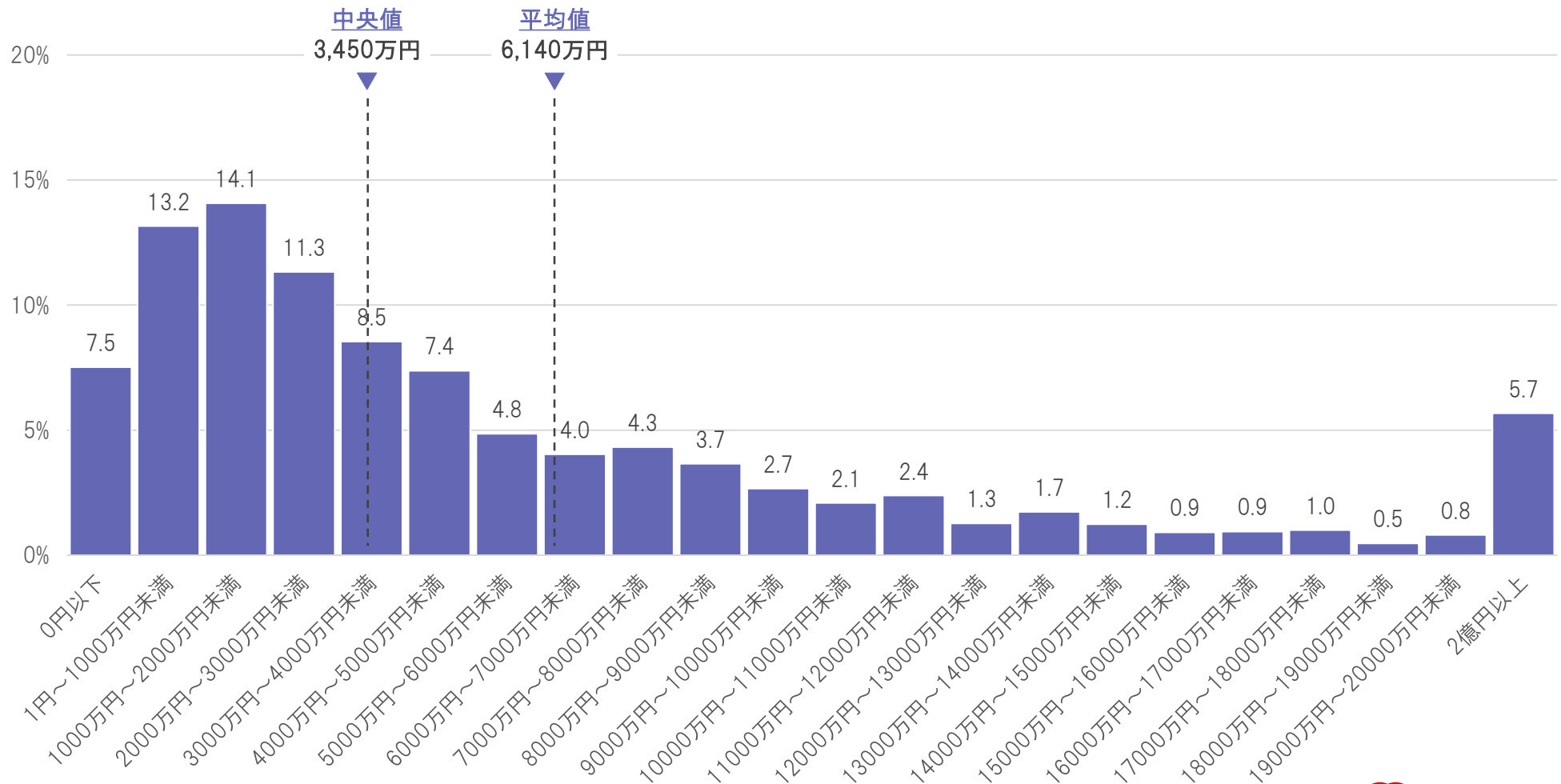
相続時に本調査回答者の親が保有していた財産総額の分布

➤ 相続時に本調査回答者の親（亡くなられた方）が保有していた財産総額の分布は以下のとおり。

親（亡くなられた方）が保有していた財産総額の分布

(n=5,838)

(単回答)



ご留意事項

- MUFG資産形成研究所は、三菱UFJ信託銀行が、現役世代から退職後の世代までを対象に資産形成・資産運用に関する調査・研究等の活動を行う際の呼称です。
- 本資料は情報提供を目的としたものであり、特定の金融商品の取得・勧誘を目的としたものではありません。
- 本資料に掲載の情報は作成時点のものです。また、本資料は三菱UFJ信託銀行が各種の信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性について保証するものではありません。
- 本資料に基づくお客様の決定、行為、及びその結果について、三菱UFJ信託銀行は一切の責任を負いません。ご利用にあたっては、お客様ご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。
- 本資料は三菱UFJ信託銀行の著作物であり、著作権法により保護されております。本資料の全文または一部を転載・複製する際は著作権者の許諾が必要ですので、三菱UFJ信託銀行までご連絡ください。

本資料に関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行 資産形成アドバイザー部
E-mail : mufg-sisan_post@tr.mufg.jp

三菱UFJ信託銀行株式会社 資産形成アドバイザー一部
〒100-8212 東京都千代田区丸の内1-4-5

www.tr.mufg.jp/shisan-ken/

MUFG資産形成研究所は、三菱UFJ信託銀行が資産形成・資産運用に関する調査・研究等の活動を対外的に行う際の呼称です。